|  |
| --- |
| **農地法第５条届出添付書類** |

* いずれの書類も発行日から3か月以内のものをご提出ください。
* 受理通知書交付日は届出書提出日の７日後です。祝日の場合は前日に繰り上げます。
* 受付時に届出者（代理人がいる場合は代理人）の本人確認書類（官公署発行の写真付きのもの。運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示いただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | 備考 |
| １ | 届出書３通 | * 届出書のみ３通提出。２～８は各1部を提出。 * 押印、捨印とも不要。 |
| ２ | 委任状（届出者以外が提出する場合） | * 代理人が手続きする場合に必要。 |
| ３ | 都市計画図（市街化区域に存することを示す図面） | * [さいたま市地図情報システム](https://www.sonicweb-asp.jp/saitama_g/map?theme=th_33)から取得可。   （さいたま市HP＞メニュー＞事業者向けの情報＞まちづくり・交通・建設＞さいたま市地図情報＞さいたま市地図情報システム） |
| ４ | 公図の写し（区画整理中の場合、土地区画整理事業地内は仮換地証明書） | * コピー可。 * 登記情報提供サービスで取得したものも可。 |
| ５ | 譲受人（借人）、譲渡人（貸人）双方の  住民票の写し | * 譲受人（借人）又は譲渡人（貸人）が個人で、さいたま市以外に在住の場合に必要。 * コピー可。 |
| ６ | 譲受人（借人）、譲渡人（貸人）双方の  全部事項証明書（履歴事項又は現在事項）又は代表者事項証明書 | * 譲受人（借人）又は譲渡人（貸人）が法人の場合に必要。 * コピー可。 |
| ７ | 土地全部事項証明書の**原本**又は**登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報**※ | * **コピー不可。** * 原本の返却を希望する場合は、コピーを併せて提出。 * 所有者の住所が土地全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合は、次のとおり住所のつながりが確認できる書類を添付。   ・本籍や前住所記載の住民票、住民票の除票又は戸籍の附票の写し（転居の場合）  ・住居表示変更証明書（住居表示実施の場合）  ・町名地番変更証明書（区画整理等に伴う変更の場合）  ・不在住証明書（上記のいずれにも該当しない又は記録がない場合） |
| ８ | その他必要と認められる書類 |  |

※照会番号付き不動産登記情報について、有効なものは下記の条件を満たしたものです。

・照会番号（10桁）が記載されていること。

・発行年月日が記載されていること。

・発行日から100 日以内であること。（照会番号の有効期間は発行年月日から100 日間です。）

・行政機関等で照会番号を利用していないこと。（1つの照会番号で1 度しか照会確認できません。）

・提出日時点で照会可能なこと。（登記中等で照会できない場合は無効です。）

|  |
| --- |
| **ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。**  〒３３０－９５８８  さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市役所10階  さいたま市農業委員会事務局　農地調整課　農地調整係  Tel　０４８－８２９－１９０３　　Fax　０４８－８２９－１９６６ |